

定 款

(商 号) システムズ・デザイン株式会社

システムズ・デザイン株式会社 定 款

(昭和 51 年 8 月 1 日改正)
(昭和 54 年 12 月 15 日〃)
(昭和 59 年 3 月 1 日 〃)
(昭和 60 年 2 月 28 日 〃)
(昭和 60 年 10 月 1 日 〃)
(昭和 61 年 5 月 7 日 〃)
(昭和 61 年 7 月 12 日 〃)
(平成 10 年 5 月 28 日 〃)
(平成 12 年 10 月 1 日 〃)
(平成 13 年 2 月 1 日 〃)
(平成 14 年 6 月 26 日 〃)
(平成 14 年 11 月 22 日 〃)
(平成 15 年 6 月 27 日 〃)
(平成 16 年 6 月 28 日 〃)
(平成 17 年 6 月 28 日 〃)
(平成 18 年 6 月 27 日 〃)
(平成 21 年 6 月 23 日 〃)
(平成 22 年 6 月 24 日 〃)
(平成 23 年 7 月 1 日 〃)
(平成 26 年 6 月 24 日 〃)
(平成 27 年 6 月 23 日 〃)
(令和 4 年 6 月 21 日 〃)

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、システムズ・デザイン株式会社と称し、英文では、
SYSTEMS DESIGN Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 電子計算機による情報処理ならびに情報提供に関する業務
2. 電子計算機による経営組織の立案および経営指導に関する業務
3. コンピュータソフトウェアの企画、開発、販売、およびサービスの提供
4. コンピュータ、電話等のネットワークを使った通信情報サービス業
5. 一般労働者派遣に関する業務
6. 前各号の目的達成のために附帯し、または、関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都杉並区に置く。

(機 関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができないや
むを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、15,760,000 株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(自己の株式の取得)

第8条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等
により自己の株式を取得することができる。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 10 条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第 12 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 13 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要のあるときに隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 14 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者および議長)

第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

- 第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第 17 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第 18 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

- 第 19 条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

- 第 20 条 当会社の取締役は、10 名以内とする。

(選任方法)

- 第 21 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

- 第 22 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会の終結の時までとする。
- 2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時

までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第 23 条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。
- 2 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長および取締役副社長をそれぞれ 1 名、専務取締役ならびに常務取締役各若干名を選定することができる。
 - 3 取締役社長ならびに取締役副社長はそれぞれ会社を代表する。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。
- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法等)

- 第 26 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

- 第 27 条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。
- 2 前条第 2 項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

(取締役会規程)

- 第 28 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

- 第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の

利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

- 第 30 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

（員 数）

- 第 31 条 当会社の監査役は、4名以内とする。

（選任方法）

- 第 32 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。
- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任期）

- 第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）

- 第 34 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

- 第 35 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議方法）

- 第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 37 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。

(監査役会規程)

第 38 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第 39 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 40 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 会計監査人

(選任方法)

第 41 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第 42 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第 43 条 会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第 44 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠つたことによる損害賠償責任を限定する契約を、法令が規定する額を限度として締結

することができる。

第7章 計 算

(事業年度)

第45条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第46条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。

(中間配当)

第47条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当等の除斥期間等)

第48条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2 前項の金銭には、利息をつけない。